

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第187号

京都市消防局組織規則の一部を改正する規則

京都市消防局組織規則の一部を次のように改正する。

第4条警防部の款消防救助課の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 消防活動総合センター（訓練施設に係るものに限る。）に関すること。

第4条警防部の款装備課の項第4号中「消防活動総合センター」の右に「（整備棟及び管理棟に係るものに限る。）」を加え、同条消防学校の款教養課の項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 消防活動総合センターに関すること。ただし、警防部の所管に属するものを除く。

第5条第3項を次のように改める。

3 消防局に担当局長又は理事を置くことがある。

第5条中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 担当局長の職名の前に、局長が別に定める担当事務の名称を付する。

第6条第1項中「次長」の右に「、担当局長」を加える。

第7条第4項中「理事」を「担当局長又は理事」に改める。

第8条本文中「総務部長」を「担当局長、総務部長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(消防局総務部企画課)